

災害対策関係法律をめぐる最近の動向と課題

— 頻発・激甚化する災害に備えて —

西田 玄

(前国土交通委員会調査室)

1. はじめに
2. 災害対策関係法律の枠組み
3. 災害対策基本法
4. 災害救助法
5. 災害弔慰金の支給等に関する法律
6. 被災者生活再建支援法
7. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
8. 大規模災害からの復興に関する法律
9. 災害対策関係法律に係る課題
10. おわりに

1. はじめに

平成30年6月18日に発生し最大震度6弱を記録した大阪府北部の地震においては、死者4名、重傷者15名等の人的被害、全壊9棟、半壊87棟を含め約2万7千棟の建物被害（7月5日時点）のほか、各種交通機関や水道・ガス等のライフラインの復旧に時間を要するなど、多大な被害が広範囲にわたり生じた。

また、6月28日から7月8日にかけて生じた平成30年7月豪雨では、西日本を中心に降った記録的な大雨により、死者221名、行方不明者9名等の人的被害、全壊6,206棟、半壊9,764棟、床上浸水9,006棟等の建物被害（8月21日時点）などが生じており、道路の啓開や鉄道の復旧等が行われている。

近年の気候変動等に起因する災害の頻発化・激甚化により、災害の危険性が高まっている状況に鑑み、本稿では、我が国の災害予防・応急対策・復旧・復興の各段階における主要な法律について、最近の動向を含め、その内容を概観するとともに被災者支援等に係る課題を例示することとしたい。

2. 災害対策関係法律の枠組み

災害対策に関する法律については、最も基本となる「災害対策基本法」を中心に、災害のフェーズ（予防、応急、復旧・復興）、災害の種類（地震・津波災害、火山災害、風水害、地滑り・崖崩れ・土石流災害、豪雪災害、原子力災害）毎に、各種法律を体系化することができる（図表1参照）。

予防（災害発生前）の観点からは、災害類型毎に各種法律が存在し、防災に関する事前計画の策定、施設整備等による被害の軽減、必要な施策の実施に関する支援・補助措置などが規定されている。

応急（発災直後）の観点からは、被災者に対する救助内容等を定めた災害救助法のほか、消防法、警察法、自衛隊法などにおいて、災害発生後の応急的対応に関する規定等が設けられている。

復旧・復興の観点では、災害復旧事業等に係る国庫補助の特例措置等を定めた激甚災害法（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）のほか、被災者への支援措置、災害廃棄物の処理、特定非常災害¹の指定等の法制度が定められている。

図表1 主な災害対策関係法律の類型別整理表

類型	災害対策基本法	予防	応急	復旧・復興
地震 津波	大規模地震対策特別措置法 津波対策の推進に関する法律	・地震財特法 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律	・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法	<ul style="list-style-type: none"> <全般的な救済援助措置> ・激甚災害法 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災融資法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業災害補償法 ・森林保険法 <災害税制関係> ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害法 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・借地借家特別措置法
火山	活動火山対策特別措置法			
風水害	河川法		水防法	
地滑り 崖崩れ 土石流	・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律			
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法			
原子力	原子力災害対策特別措置法			
大規模災害からの復興に関する法律				

(出所) 内閣府「平成30年版 防災白書」より筆者作成

以下では、災害対策基本法や被災者支援に関わる法律などを中心としつつ、災害対策関

¹ 特定非常災害法(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)に基づき、運転免許など許認可等に係る有効期限の延長、法人に係る破産手続開始の決定の留保、相続放棄等の熟慮期間の延長等の措置が定められている。これまでに、阪神・淡路大震災、平成16年新潟県中越地震、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨が特定非常災害に指定されている。

係法律の内容と最近の動向を紹介することとしたい。

3. 災害対策基本法

(1) 概要

昭和 34 (1959) 年 9 月の伊勢湾台風 (930hPa、死者・行方不明者 5,098 名) を契機とし、災害対策の総合性・計画性を確保するとともに、広域的な大規模災害に対応する体制を整備するため、我が国の災害対策の基本となる法律として、昭和 36 (1961) 年に「災害対策基本法」が制定された。

同法は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としており、防災に関する責務の明確化、防災に関する組織、防災計画、災害対策の推進、財政金融措置、災害緊急事態等について定めている。

(2) 阪神・淡路大震災を踏まえた改正

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災により、情報網の寸断や行政機能の麻痺、各種ライフラインの供給停止など都市機能の低下が生じたこと等を踏まえ、同年 6 月及び 12 月に災害対策基本法の大幅な改正が行われた。

主な改正内容は、災害緊急事態の布告がなくても著しく異常かつ激甚な非常災害の場合には緊急災害対策本部を設置することができること、緊急災害対策本部長(内閣総理大臣)が指定行政機関²の長等に指示をすることができること(後述)、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部に現地対策本部を置くことができること、国及び地方公共団体は、自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、高齢者・障害者等に特に配慮し、地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に努めなければならないこと、市町村長が都道府県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請することができることなどである。

(3) 東日本大震災を踏まえた改正

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、地震及び津波により、死者 19,630 名、行方不明者 2,569 名、住家全壊 121,781 棟、半壊 280,962 棟などの甚大な被害が生じた(平成 30 年 3 月時点)。

地方公共団体の庁舎・職員が被災して行政機能が低下し、救助活動や復興に影響を及ぼしたほか、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生など、今までにない広域かつ複合的な災害となった。

東日本大震災における政府の対応を検証し、大震災の教訓を総括するとともに、今後発生が予想される大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、防災対策の充実・強化を図るため、

² 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省(内閣府(防災担当)「指定行政機関の指定(平成 24 年 9 月 19 日時点)」<http://www.bousai.go.jp/taisaku/soshiki/s_gyousei.html>)(以下、URL の最終アクセスの日付はいずれも平 30.8.28)

平成 23 年 10 月、中央防災会議に防災対策推進検討会議が設置された。

同検討会議の中間報告（平成 24 年 3 月）を踏まえた災害対策基本法の第 1 弾改正が同年 6 月に、最終報告（平成 24 年 7 月）を踏まえた災害対策基本法の第 2 弾改正が翌 25 年 6 月にそれぞれ行われた。

改正の主な内容は、大規模広域な災害に対する即応力の強化（発災時における積極的な情報収集、都道府県間の相互応援の円滑化に必要となる平素の備えの強化等）、住民等の円滑かつ安全な避難の確保（避難行動要支援者名簿の作成、支援物資のプッシュ型支援等）、被災者保護対策の改善（市町村・都道府県外への広域避難に関する調整規定の創設）、平素からの防災への取組強化などである。

（４）中央防災会議・地方防災会議

災害対策は国、地方公共団体、公共機関、住民等の協力の下に、総合的、統一的に実施される必要がある。このため、国においては、災害対策の総合性の確保を図るとともに、防災に関する重要事項を審議するための組織として、災害対策基本法に基づき、「中央防災会議」を設置している。

中央防災会議は、内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣（会長）をはじめとする全閣僚、指定公共機関³の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の実施の推進や、防災に関する重要事項の審議等を行っている。

また、中央防災会議は、専門的事項を調査させるため、その議決により専門調査会を設置することができる。平成 30 年 8 月時点において、専門調査会として「防災対策実行会議」（座長：内閣官房長官、座長代理：防災担当大臣、委員：関係閣僚及び学識経験者）が設置されており、同会議の下に各種ワーキンググループが設けられている。

さらに、災害対策基本法では、都道府県、市町村に都道府県防災会議、市町村防災会議（地方公共団体、指定地方行政機関⁴、警察・消防機関、指定公共機関の職員等により構成）を置き、地域防災計画（後述）の策定、各所管地域における防災に関する重要事項の審議等を行うこととされている。

（５）防災基本計画・防災業務計画・地域防災計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議において、我が国の災害対策の根幹をなすものとして「防災基本計画」が作成されている。この計画は、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興等について、基本的な方針を示すものであり、総則、各災害に共通する事項のほか、個別の災害類型⁵に対する予

³ 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいい、合計 83 機関が指定公共機関として指定されている。（内閣府（防災担当）「指定公共機関の指定（平成 29 年 7 月 1 日時点）」〈http://www.bousai.go.jp/taisaku/soshiki/s_koukyou.html〉）

⁴ 指定行政機関の地方部局（沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局等）が対象であり、合計 23 機関が指定されている。（内閣府（防災担当）「指定地方行政機関の指定（平成 27 年 4 月 1 日時点）」〈http://www.bousai.go.jp/taisaku/soshiki/s_chihou.html〉）

⁵ 災害対策基本法第 2 条第 1 号及び同法施行令第 1 条を踏まえ、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪

防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策が盛り込まれている。

防災基本計画が策定された昭和38年以降、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年7月に全面修正がなされたほか、23年12月には、東日本大震災を踏まえて地震・津波対策編の抜本的強化が行われた。

このほか、法律改正や各種検討会における検討結果などを踏まえた修正が逐次行われており、平成30年6月には、関係法令（災害救助法、道路法、水防法、港湾法等）の改正を踏まえた修正及び平成29年7月九州北部豪雨、平成30年1月～2月の大雪等における災害対応の教訓を踏まえた修正がなされている。

また、災害対策基本法では、指定行政機関及び指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関⁶は、前述の防災基本計画に基づき、所掌事務等に関する防災業務計画を作成しなければならないこととされている。

加えて、地方公共団体は、都道府県防災会議又は市町村防災会議において、上位計画である防災基本計画及び防災業務計画に基づき、当該地域における防災業務の内容に関する地域防災計画を策定しなければならないこととされている。

（6）地区防災計画

市町村の行政機能が麻痺する大規模な広域災害となった東日本大震災においては、自助（自分の身は自分で守ること）、共助（地域や身近にいる人同士が助けあうこと）及び公助（国や地方公共団体が行う救助・援助・支援）がうまくかみあわず、発災後の災害対策に課題が生じた。これを踏まえ、平成25年の改正災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、防災基本計画と地域防災計画に加えて、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」制度が新たに創設された。

これは、地区居住者等が行政と連携し共同して行う防災活動に関する計画であり、各地区の特性や想定される災害等に応じて、計画の対象範囲、活動体制、防災訓練・物資及び資材の備蓄・相互の支援など地区居住者等によって行われる防災活動等について、定めるものである。地区防災計画の策定後においては、当該計画に基づく防災活動の実践、定期的な評価・見直しなどを通じた防災活動の継続が重要となる。

また、地区防災計画が策定された場合、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案できることとされており、この計画提案が行われた場合には、市町村防災会議は、地域住民等の発意を積極的に受け止め、その自発的な防災活動を最大限尊重することとされている。加えて、平成25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、市町村は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業

害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模火事災害、林野火災が対象となっている。（中央防災会議「防災基本計画（平成30年6月）」〈http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basic_plan180629.pdf〉）

⁶ 地方独立行政法人、港務局、土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

に関する計画を定めるものとされている。

（７）被害情報等の収集

災害が発生し、救助活動等を行うに当たっては、現地の被害状況など各種情報の収集が重要となる。災害対策基本法においては、災害が発生した場合、被災市町村は都道府県に対し、また、被災都道府県は内閣総理大臣に対し、被害状況等について報告しなければならないこととされている。

緊急事態が発生した場合、内閣情報集約センターが政府の窓口として 24 時間体制で情報の収集を行うとともに、内閣総理大臣、内閣危機管理監や官邸危機管理センター等に対する情報伝達等の対応が行われている。また、政府は、災害の種類や態様に応じて、情報連絡室・官邸連絡室・官邸対策室の設置、緊急参集チーム⁷による初動対処としての情報集約・総合調整等を行うこととしている。

また、被害規模の早期把握のため、指定行政機関のうち 12 府省庁等⁸において、67 の災害情報に関する情報システムを運用し、管理施設やライフラインの被害・復旧状況など各種情報の収集を行っている。内閣府においては、平成 23 年 5 月から、総合防災情報システムを導入し、各省庁間で把握している情報について、手入力やシステム連携による自動入力等を行うことにより、省庁間の情報共有を図っている。

この総合防災情報システムについては、平成 24 年 6 月の内閣官房・内閣府行政事業レビュー公開プロセスにおいて改善が求められていたことに加え、30 年 4 月には、会計検査院から同システムの利用状況に関して、手入力の情報登録が低調で、電話・FAX やメール等の他の手段による情報共有が行われているなど、十分な活用が図られていないとして、各省庁の情報システムも含めた災害情報共有の在り方について検討を求める旨の報告がなされた⁹。これについて、内閣府は「平成 29 年度からシステムの更新に着手しており、会計検査院報告や現行システムの課題を踏まえて改善していく¹⁰」としていることから、今後の動向が注視される。

（８）非常災害対策本部・緊急災害対策本部

災害対策基本法では、災害の規模その他の状況により、国が災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、国务大臣（防災担当大臣）を本部長とする「非常災害対策本部」を、また、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合においては、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚等を本部員とする「緊急災害対策本部」を内閣府に設置することとされている。

⁷ 内閣危機管理監が主宰し、内閣府政策統括官（防災担当）、警察庁警備局長、消防庁次長、防衛省等の関係省庁の幹部職員により構成される組織。参集基準として、①東京 23 区内で震度 5 強以上の地震発生時、②東京 23 区外で震度 6 弱以上の地震発生時、③大津波警報発表時、等が定められている。

⁸ 内閣府本府、総務省、消防庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、原子力規制委員会、防衛省

⁹ 会計検査院「会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書 各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について」（平 30. 4）〈http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/30/h300413_1.html〉

¹⁰ 第 195 回国会参議院災害対策特別委員会会議録第 6 号 12 頁（平 30. 6. 6）

同法に基づき、平成 30 年 8 月時点で、非常災害対策本部は合計 32 回設置されており¹¹、また、緊急災害対策本部は東日本大震災の発生に伴う「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部」の 1 回のみ設置されている¹²。

緊急災害対策本部又は非常災害対策本部は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や総合調整などを行うほか、必要に応じて被災地等に現地災害対策本部を設置し、迅速な災害応急対策を講ずることとしている。

（9）罹災証明

罹災証明書は、災害により被災した住家等の被害の程度を市町村長が証明する書面であり、被災者生活再建支援金や義援金等の給付、災害援護資金等の融資、税や公共料金等の減免・猶予、応急仮設住宅の提供など各種被災者支援策の適用に際しての判断材料として幅広く活用されている。

東日本大震災においては、罹災証明書の発行の前提となる住家被害調査の実施体制が不十分であったこともあり、罹災証明書の交付に長時間を要し、被災者支援に遅れが生じることもあったとされている。

これを踏まえ、平成 25 年に行われた災害対策基本法の改正において、市町村長は、被災者からの申請に基づき、住家等の被害状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないこととされた¹³。また、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされた。

罹災証明に関して、総務省九州管区行政評価局による調査結果¹⁴に基づけば、平成 28 年熊本地震における罹災証明書の発行業務について、住家の被害規模（棟数、被害程度等）、庁舎の被災状況、市町村職員数、被害認定調査や罹災証明書の交付方法の違い等により、市町村毎に地震発生から被害認定調査開始、罹災証明書の交付開始までの所要日数に大きな差が生じたとされている。このほか、熊本地震を契機にマニュアルの整備など平常時の備えが進展している取組がある一方、必要な人員の算出など依然として低調な取組があること、九州管区におけるこれらの取組の進捗状況に、熊本地震で大きな被害を受けた熊本・

¹¹ 平成 29 年 3 月 31 日までの 31 回（平成 30 年版防災白書 附属資料 11「緊急災害対策本部及び非常災害対策本部の設置状況」〈http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/H30_fuzokusiryol.pdf〉）及び「平成 30 年（2018 年）7 月豪雨非常災害対策本部」（平成 30 年 7 月 8 日設置）の計 32 回

¹² なお、阪神・淡路大震災の際に「兵庫県南部地震緊急対策本部」が設置されたが、閣議決定に基づき設置されたもので、災害対策基本法に基づくものではない。これは、当時の災害対策基本法において緊急災害対策本部を設置する場合、災害緊急事態の布告を必要としており、加えて当該布告に対する国会の承認が必要であったことが理由の一つとされる。

¹³ この災害対策基本法の改正前は、法令上明示的な位置付けはなく、災害対策に関する市町村の自治事務の一つとして行われていた（平成 25 年 6 月 21 日府政防第 559 号、消防災第 246 号、社援総発 0621 第 1 号「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」）。

¹⁴ 総務省九州管区行政評価局「大規模災害時における罹災証明書の交付等に関する実態調査 ―平成 28 年熊本地震を中心として― 結果報告書（平成 30 年 1 月）」〈http://www.soumu.go.jp/main_content/000528758.pdf〉

大分両県内の市町村と、それ以外の各県内の市町村との間で地域差が生じていることなどが指摘されている。

4. 災害救助法

(1) 概要

戦前は、「罹災救助基金法」(明治 32 (1899) 年制定)に基づき、各府県において貯蓄された「罹災救助基金」を利用して、被災者の救助のための避難所費、食料費、被服費、治療費、小屋掛費、学用品費などが支弁されてきた。

その後、終戦直後から枕崎台風や南海地震など大規模な災害に見舞われ、多数の被災者が生じることとなった。

このような中で、罹災救助基金法は、①基金に関する法律であり、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと、②終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること等の問題があったため、昭和 21 (1946) 年の南海地震を契機に、これに代わるものとして、翌 22 (1947) 年、「災害救助法」(厚生省所管)が制定された。また、昭和 36 (1961) 年には「災害対策基本法」が制定されたことに伴い、災害救助法の一部が災害対策基本法に移管された。

なお、平成 23 年 3 月の東日本大震災を受けて、発災後により迅速な対応を行うため、25 年 10 月、災害救助法の所管については、厚生労働省から、防災や発災後の応急期対策及び復旧・復興を一元的に担う内閣府に移管されている。

(2) 支援内容

災害が発生した場合、救助の実施主体については、原則として災害対策基本法に基づき、基礎自治体である市町村が担い、その後方支援や総合調整を都道府県が担うこととなっている。

しかし、災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合、あるいは多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等においては、災害救助法に基づき、救助の実施主体は都道府県となり、市町村はその都道府県の補助を担うこととされている。

具体的な支援については、内閣総理大臣が定める災害救助基準¹⁵に基づき、①避難所の設置、②応急仮設住宅の供与、③食品の給与、④飲料水の供給、⑤被服・寝具等の給与又は貸与、⑥医療・助産、⑦被災者の救出、⑧被災住宅の応急修理、⑨学用品の給与、⑩埋葬、⑪死体の捜索・処理、⑫住居又はその周辺の土石等の障害物の除去、の各種救助について、都道府県知事が定めるところにより、原則現物で行う¹⁶こととされている。

¹⁵ 平成 30 年度災害救助法等担当者全国会議配布資料「平成 30 年 4 月災害救助事務取扱要領」〈<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/h30kaigi/siryu2-2.pdf>〉において、平成 30 年度災害救助基準が掲載されている。

¹⁶ 現物支給を原則とする理由については、「災害救助法の運用に関する件」(昭 22.10.20 厚生省発社第 135 号)では「救助は現品によって行うことを原則とし、…金銭の支給は事情真にやむを得ない場合において、しかも金銭の支給によって救助の事項を期し得る場合に限ってこれを行うべきである」としている。また、

(3) 災害救助法の一部改正

阪神・淡路大震災以後、政令指定都市に都道府県の有する救助実施の権限の委譲を求める意見があったが、平成28年熊本地震以降、指定都市市長会から災害救助法の見直しを求める動きが一段と強まった¹⁷。平成28年12月に取りまとめられた熊本地震に関する中央防災会議の報告書¹⁸において、現行法による救助の実施体制や広域調整の在り方について検討すべきであるとされたことを踏まえ、同年12月から内閣府において「災害救助に関する実務検討会」が開催され、29年12月に最終報告書が発表された。

最終報告書においては、都道府県から市町村に対する現行の事務委任制度に加えて、包括道府県¹⁹と連携体制が取れる指定都市を新たに救助主体とするとともに、都道府県の広域調整権が機能するよう適切な措置を講じることが適切である旨を結論としている²⁰。

これらを踏まえ、平成30年5月、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、内閣総理大臣の指定する救助実施市²¹の長による救助の実施に係る制度を創設する等の措置を講じるため、「災害救助法の一部を改正する法律案」が内閣より国会に提出され、同年6月に成立した（平成31年4月1日施行予定）。

これにより、従前は都道府県に限られていた災害救助の実施主体に、救助実施市が追加されることとなり、救助実施市における救助活動の迅速化に加え、都道府県に対しても救助実施市以外の救助活動の早期実施や業務負担の軽減等が期待されている。その一方で、都道府県から運用に関して懸念が挙げられているなど、この改正に対して課題も指摘されている（後述）。

5. 災害弔慰金の支給等に関する法律

災害により被害を受けた場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市町村は、条例の定めるところにより、一定条件を満たす自然災害により死亡した者の遺族²²を対象に、災害弔慰金（生計維持者：500万円、その他の者：250万円）を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者には災害障害見舞金（生計維持者：250万円、その他の者：125万円）を、それぞれ支給することができる。

「災害救助事務取扱要領」（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）、平成30年4月）において、「災害発生により、生活物資は欠乏又はその調達に困難となり、金銭が物資の購入に用をなさない状況下における救助を災害救助法は想定していること、金銭の給付で足る場合には社会的混乱やその恐れがあるとは考えにくいこと、単なる経済的困窮は災害救助法の予定しないところであること」とする旨の記載がある。

¹⁷ 指定都市市長会「災害対応法制の見直し等に関する指定都市市長会要請」（平28.5.31）、「災害対応法制の見直し等に関する指定都市の基本方針」（平28.7.19）、「指定都市を災害救助の主体とする法改正に向けた考え方」（平28.11.24）など

¹⁸ 中央防災会議防災対策実行会議 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」（平28.12.20）

¹⁹ 指定都市の区域を包括する道府県

²⁰ 「災害救助に関する実務検討会（最終報告）」（平29.12.14）〈<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/saigaikyujou/pdf/saishuu.pdf>〉

²¹ その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市

²² ①配偶者、子、父母、孫、祖父母、②死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（①に該当する者がいない場合、かつ死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る）

また、同法に基づき、災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた被災者の生活再建を目的として、被害の度合いに応じて最大 350 万円（償還期間：10 年（据置期間：3 年（特別の場合 5 年）を含む）、利率：年 3 %（据置期間中は無利子））を貸し付ける「災害援護資金」の制度が設けられている。

なお、第 196 回国会において成立した「第 8 次地方分権一括法案（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案）」において、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正がなされている（平成 31 年 4 月 1 日施行予定）。これは、災害援護資金の貸付利率を現行の年 3 %から「年 3 %以内で条例で定める率」に改めることによって、市町村の政策判断に基づく低利率での貸付けを可能とするものである。

6. 被災者生活再建支援法

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた場合、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者生活再建支援金が支給されている。

この法律は、阪神・淡路大震災を契機として、平成 10 年に参議院の議員立法により制定された。法律制定当初は、住家が全壊した世帯の家財道具の調達等に対し、最大 100 万円を支援するものであったが、16 年 3 月及び 19 年 11 月の法律改正により支援金限度額の引上げ、支援対象の拡大、年齢・年収要件や用途制限の撤廃などが行われた。

現行の制度においては、10 世帯以上の住宅全壊被害が生じた自然災害が発生した市町村等において、住宅が一定規模の被害を受けた世帯を対象として、①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）、②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）、の 2 種類の支援金を合計で最大 300 万円まで支給できることとしている。

この支援業務は、被災者の生活再建を支援する業務を行う被災者生活再建支援法人として指定された公益財団法人都道府県センターが、都道府県が相互扶助の観点で踏まえ世帯数その他の地域の事情を考慮して拠出した基金（拠出総額 1,480 億円、平成 29 年度末の残高見込みは約 473 億円）を活用して実施している。

制度開始時から平成 30 年 6 月末までの支援金の支給総額（支給世帯数）は、約 4,448 億 6,165 万円（261,632 世帯）であり、このうち東日本大震災に係るものが約 3,534 億 1,650 万円（199,621 世帯）と約 8 割を占めている。

国は支給する支援金の 2 分の 1 に相当する額の補助を行うほか、東日本大震災に限っては、その重大な被害に鑑み、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、国の補助率を 5 分の 4 に引き上げている。

なお、平成 28 年 12 月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災においては、被災者生活再建支援法に規定する「その他の異常な自然現象により生ずる被害」に、同市で発生したフェーン現象による強風が該当するものとされ、同法が適用されている。

7. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

(1) 概要

災害からの復旧・復興においては、公共的施設の復旧とともに、被災地復興の計画的実施、被災者の自立した生活再建のための対策、被災者の住まい確保対策、地域経済の復興対策等について、法律・税制・予算措置等による様々な措置が講じられることとなる。

また、国は災害復旧事業を実施するために大きな財政負担を負う被災地方公共団体に対し、災害関係地方債の起債の同意又は許可及びこれに対する財政融資資金の貸付け、普通交付税の繰上げ交付、特別交付税における災害に伴う特別な財政需要の算定等の措置を講じ、財政負担の軽減を図ることとしている。

このような措置に加えて、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、その災害を政令で「激甚災害」として指定するとともに、災害の態様に応じて、当該激甚災害に対し適用すべき措置等を併せて指定することとしている。

(2) 指定基準及び措置内容

激甚災害の指定に当たっては、対象となる災害による公共土木施設や農地等の被害状況を踏まえ算出される災害復旧事業の査定見込額²³が激甚災害指定基準²⁴（いわゆる本激）に該当する、又は災害復旧事業の査定見込額又は査定額が局地激甚災害指定基準²⁵（局激）に該当する必要がある。その後、激甚災害の指定政令案の作成、中央防災会議への諮問・答申を経て、本激及び一部の局激²⁶については1～2箇月程度で指定される。

激甚災害の指定による国の各種支援措置の有無は、被災地方公共団体の復旧の取組に大きな影響を及ぼすことが指摘されていることを踏まえ、平成29年12月から、中央防災会議幹事会において「激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善」²⁷を決定し、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害において、関係省庁は被災状況調査に対する積極的な支援を行うとともに、内閣府はその調査結果の報告を受けて、指定基準を満たしたものから順次指定見込みを公表することとしている。これにより、災害終息後1週間程度で指定見込みの公表ができるとされており、平成30年7月15日に、見直し後初めて平成30年

²³ 地方公共団体からの被害報告額に全国の平均査定率（「1暦年の総災害復旧事業費／1暦年の総被害報告額」の過去5箇年における平均率）を乗じて算出される。

²⁴ 「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当する災害については、対象災害と適用措置を政令により指定することとなる。

²⁵ 激甚災害指定基準に該当しない災害のうち、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に該当する災害について、対象災害と適用措置及びその対象区域（市町村単位）を政令により指定することとなる。

²⁶ 査定見込額が局地激甚災害指定基準の2倍を超えるなど、同基準に明らかに該当することになると見込まれる災害（早期局激）が該当する。なお、早期局激に該当しない局激については、市町村から提出される当該年の1月～12月までの各災害復旧事業等に係る査定事業費に基づき、局地激甚災害指定基準に照らし合わせ、翌3月中旬に政令で激甚災害に指定される（年度末局激）。

²⁷ 内閣府（防災担当）「中央防災会議幹事会『大規模地震・津波応急対策対応方針』及び『激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善』について」〈http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h29/90/news_02.html〉

7月豪雨など梅雨前線等による一連の災害について激甚災害に指定する見込みを公表した（同災害については、7月24日に激甚災害（本激）として閣議決定されている）。

激甚災害に指定されると、災害復旧事業に対する国の補助率のかさ上げ（1～2割程度）や中小企業に対する低利融資など特別の財政助成措置が講じられ、地方公共団体や被災者の負担が軽減される。なお、各種特例措置における補助率のかさ上げ措置の内容等については、本激と局激で同一である。

8. 大規模災害からの復興に関する法律

東日本大震災による教訓を踏まえ、前述の災害対策基本法の改正に加えて、今後発生が懸念される大規模災害からの復興のために共通する枠組みをあらかじめ法制化し、円滑かつ迅速な復興への取組を可能にすることを目的として、平成25年に「大規模災害からの復興に関する法律」（大規模災害復興法）が制定された。

この法律では、「非常災害」として政令で指定された災害について、復興対策本部の設置や復興基本方針・都道府県復興方針・復興計画の策定のほか、被災都道府県や市町村等が行う工事の国や都道府県による代行制度などの各種の復興迅速化に向けた措置が定められている。

同法の制定の意義については、「政府による復興対策本部の設置、復興基本方針の策定、市町村の復興計画の作成などの基本的な枠組みについて法制化することにより、災害発生後の特別法の制定を待たず、迅速に閣議決定により復興対策本部を設置して基本方針を策定することが可能となる。さらに、国の取組を受けて、地方公共団体においても、早期に見通しを立てて復興計画を作成することができると考えている。また、許認可のワンストップ処理や要件緩和などの特例措置、災害復旧事業等の国等による代行制度などにより、地方公共団体の負担の軽減にも寄与するので、これまでよりも円滑かつ迅速な復興への取組が期待できる」との政府答弁が本法律の制定時においてなされている²⁸。

その後、同法に基づく非常災害に、平成28年熊本地震が、制定後初めて指定され²⁹、被災した地方公共団体等からの要請に基づき、国は、被災地方公共団体が本来施行することとなる災害復旧事業の代行³⁰などの各種支援措置を講じている。

9. 災害対策関係法律に係る課題

（1）改正災害救助法の施行に向けて

第196回国会において成立した前述の改正災害救助法に関し、全国知事会は、法案の提出前から、現行制度に基づく委任を進め災害救助法の適用後速やかに救助が実施できる体

²⁸ 第183回国会参議院災害対策特別委員会会議録第4号16頁（平25.5.31）

²⁹ 内閣府（防災担当）『平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令』について
<<http://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/pdf/kumamoto280513.pdf>>

³⁰ 例として、国土交通省「熊本県道『熊本高森線』と南阿蘇村道『柝の木～立野線』の災害復旧を国が代行～大規模災害復興法を施行後初めて適用します～」<http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000683.html>

制を整えるべきであり、現行制度を変更すべきではないとする意見³¹を公表している。

この改正法成立を受けて、内閣府は、都道府県、指定都市、日本赤十字社や業界関係者から構成される災害救助市指定基準検討会議³²を設け、同会議を通じて、救助実施市の指定基準、物資の円滑な調達・配分の仕組み、関係業界との連携方策等について検討を深めるとともに、都道府県側の懸念事項である都道府県の広域調整機能の担保や指定都市による資源の先取りへの懸念などについて丁寧に対応するとしている³³。今後、この会議による検討結果等を踏まえ、災害救助の円滑かつ迅速な実施に資する運用がなされるかどうか注視される。

なお、災害救助法については、応急仮設住宅の在り方（民間賃貸住宅の借り上げ、応急仮設住宅への長期居住等）や、現金支給に対する被災者の需要などを踏まえた現物支給原則の見直しの是非等が課題となる。

（２）災害弔慰金の支給における災害関連死の認定

災害弔慰金の支給については、自然災害に起因することが条件とされていることから、対象となる者の死亡が自然災害によるものか否か、とりわけ災害関連死の認定の判断が重要となる。

災害関連死とは、一般的に建物の倒壊や火災、津波など災害による直接的な被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など災害との因果関係が認められる間接的な原因で死亡することをいう³⁴。

この災害関連死の認定に当たっては、災害弔慰金制度の実施主体である市町村が、必要に応じて、警察や消防等の各機関が保有する情報等による事実確認、医師・弁護士等により構成される災害弔慰金支給審査委員会の設置・審査を行うなど、慎重に行うことが求められる一方で、全国一律での認定基準がないことから、災害毎、市町村毎に、関連死の認定について差異が生じることとなっている。

このため、災害弔慰金の不支給決定に対して、これを不服とする住民から行政訴訟が提起され、行政側が敗訴する例なども生じており、災害弔慰金等の支給・不支給の認定の在り方が課題となる。

（３）災害援護資金の返済

東日本大震災の際には、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関

³¹ 全国知事会「災害救助法制の見直しについて」〈http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/20180330_saigai_kyuujo_housei_no_minaoshi.pdf〉

³² 全国知事会「平成30年07月26日、27日『全国知事会議』の開催について」資料5「災害救助法制の見直しについて」〈<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/20180725-05shiryou.pdf>〉

³³ 内閣府「小此木内閣府特命担当大臣閣議後記者会見要旨 平成30年6月29日」〈http://www.cao.go.jp/minister/1711_h_okonogi/kaiken/2018/0629kaiken.html〉

³⁴ なお、復興庁の震災関連死に関する検討会における「東日本大震災における震災関連死に関する報告」（平成24年8月21日）においては、「震災関連死」について「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなった方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義されている。

する法律」に基づき、災害援護資金について、償還期限の延長（償還期間：原則10年→13年（据置期間：原則3年→6年（特別な場合8年）を含む））及び利子軽減の特例措置（原則年3%→無利子（保証人が無い場合：1.5%、据置期間中は無利子））が講じられている。加えて、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令³⁵」により、東日本大震災に係る災害援護資金においては、償還期間が10年を経過した時点で、無資力又はそれに近い場合であり、返済の見込みがない場合には、返済を免除する旨の規定が定められている。

この免除規定に対し、阪神・淡路大震災の被災者は同一条件下におかれても返済が免除にならない点が課題となり、内閣府は、平成27年4月、阪神・淡路大震災の際に貸付けが行われた災害援護資金についても同様の取扱いを行う旨の通達³⁶を発出し、各市町村において貸付けの返済免除が行われている。

しかし、完済した被災者との不公平感をもたらすこと、他の災害においてこのような返済免除の取扱いが行われていないことなど、被災者への対応に差異が生じていることが課題となっている。

（４）被災者生活再建支援法の在り方

東日本大震災以降の相次ぐ災害により、平成31年度末には被災者生活再建支援基金の残高が205億円になることが見込まれており、仮に熊本地震クラスの災害が発生した場合、枯渇する恐れが指摘されている³⁷。平成22年7月に全国知事会において基金減少等の課題対応を検討した際の報告結果において、「基金残高が300億円を下回った時点で、当初の基金規模（600億円）の回復を目指し、300億を一括拠出することを基本とする追加拠出の判断をする」としており³⁸、30年7月に行われた全国知事会議において、支援対象及び支給対象の拡大の検討のためのワーキンググループの設置、400億円の追加拠出を行う旨の方針等が決定されている³⁹。

支給限度額の更なる引上げや支給対象範囲の拡大を求めることの必要性について国会論議がなされ、議員立法⁴⁰も提出されているが、各道府県において独自に行われている被災者

³⁵ なお、これらの特例に基づく貸付けについては、その受付期限を平成30年3月31日までとしていたところ、同災害の被災地において被災者の資金需要が引き続き見込まれることから、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第96号）」に基づき、平成31年3月31日まで1年間延長されている。

³⁶ 平成27年4月22日府政防第338号「阪神・淡路大震災の際に貸付けが行われた災害援護資金に係る国庫負担金の取扱いについて」

³⁷ 全国知事会「平成30年04月17日『全国知事会議』の開催について」資料「報告3 被災者生活再建支援基金について」〈<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/20180417-10%20houkoku3.pdf>〉

³⁸ 全国知事会「平成30年04月17日『全国知事会議』の開催について」資料「報告3（別紙）被災者生活再建支援基金に関する検討結果報告（概要）」〈<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/20180417-11%20houkoku3-1.pdf>〉

³⁹ 全国知事会「平成30年07月26日、27日『全国知事会議』の開催について」資料4-4「被災者生活再建支援制度についての申し合わせ」〈[http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/sankousiryu\(tuika\)2.pdf](http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/sankousiryu(tuika)2.pdf)〉

⁴⁰ 第196回国会において、被災者生活再建支援金の支給額及び国による補助割合の引上げを内容とする議員立法が衆議院に提出されている（第196回国会衆議第2号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」）。

生活再建支援制度⁴¹の現状等にも鑑みつつ、被災者生活再建支援金制度の運用面・給付面の在り方など、今後災害の頻発・激甚化が見込まれる状況において制度全般をどのように維持していくのかを立ち返って考える必要があるように思われる。

(5) 自助・共助・公助の在り方について

各種自然災害の発生時においては、自助、共助、公助の3つがバランスよく行われることによって被害の軽減につながるとされている。

平成29年11月に内閣府が実施した「防災に関する世論調査⁴²」において、重点をおくべき防災対策について、以前(平成14年9月)の調査結果と比較して、「公助」の割合が減少する(24.9%→6.2%)一方、「自助」(18.6%→39.8%)、「共助」(14.0%→24.5%)の割合が高まっているとの結果が示された。

政府は、この調査結果を踏まえて、「国民の間に自助、共助の重要性が浸透してきたものと考えており、今後とも、国民の防災意識や地域防災力の向上を目指した取組の普及啓発に努めていく」旨の答弁⁴³を行っているが、地震保険・水害保険等の加入や、備蓄の奨励、地域における防災活動の推進など、自助及び共助の推進に向けてより一層の取組を行うことが求められる。

加えて、公助についても、早期の避難所設営や、国際的にみて立ち後れているとの指摘もある避難生活の質の向上、また、義援金給付の対応の迅速化・効率化など⁴⁴を進めるとともに、物資供給体制、受援体制の構築、都道府県・市町村における人材育成など、国・都道府県・市町村・公的機関相互における円滑な公助の実現に向けた対応方策の検討も重要である。

10. おわりに

昨年の九州北部豪雨や本年の7月豪雨による災害など、近年、毎年のように大規模な災害が頻発している。大規模地震も続発し、平成7年の阪神・淡路大震災、16年の新潟県中越地震、23年の東日本大震災、28年の熊本地震と、震度7の地震の発生間隔が短縮傾向にある。線状降水帯の大量発生や温暖化による海水温の上昇等に起因するスーパー台風の襲来、大規模河川の決壊、火山活動の活発化、首都直下地震・南海トラフ地震の発生などが懸念される中で、日本列島全体が、いわば災害多発期に入ったとの見方もできる。

平成30年6月に公益財団法人土木学会が発表した報告書⁴⁵によれば、南海トラフ地震発

⁴¹ 内閣府(防災担当)「平成30年度都道府県独自支援制度」〈<http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusai/iken/pdf/dokujishien.pdf>〉

⁴² 内閣府「防災に関する世論調査」〈<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-bousai/index.html>〉

⁴³ 第196回国会衆議院災害対策特別委員会議録第7号5頁(平30.5.24)

⁴⁴ なお、第196回国会において、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震(その余震を含む)及び平成30年7月豪雨による災害に係る義援金の差押禁止等を内容とする「平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」が衆議院提出の議員立法として成立した。同様の法律は平成23年の東日本大震災、平成28年熊本地震においても制定されており、今後義援金の差押禁止措置に関する恒久化の是非が課題となる。

⁴⁵ 公益財団法人土木学会 平成29年度会長特別委員会 レジリエンス確保に関する技術検討委員会『「国難」をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書」(平30.6)〈<http://committees.jsce.or.jp/chair/nod>〉

生から 20 年間における経済被害が約 1,240 兆円、東京湾巨大高潮発生から 14 箇月間における経済被害が約 46 兆円、東京荒川巨大洪水発生から 14 箇月間における経済被害が約 26 兆円にも上るとの試算もなされている。

7 月豪雨災害では、広域の被害ゆえ各被災地への救援に時間を要したことが課題となった。前述したような更に広域かつ甚大な被害が見込まれる南海トラフ地震などにおいては、インフラの老朽化、厳しい財政状況、少子高齢化の進行、担い手不足などとも相まって、これまで当たり前とされてきた被災地支援や復旧・復興対策の水準を維持することが困難となることも懸念される。頻発・激甚化する自然災害とそれを取り巻く環境が新たなステージに移行しつつある中で、国民の生活を守るため、災害関連諸制度とその運用をこのステージに即応したものに作り替えていく必要があるように思われる。

災害対策関係法律や諸制度の抜本的見直しも含め、被災者の救助・復興支援等に資する災害法制の在り方についての、国会における論議の一層の深化が期待される。

【参考文献】

- 防災行政研究会編『逐条解説 災害対策基本法<第三次改訂版>』（ぎょうせい、2016）
災害救助実務研究会編著『災害救助の運用と実務—平成 26 年版—』（第一法規、2014）
災害救助実務研究会編『災害弔慰金等関係法令通知集—平成 26 年版—』（第一法規、2014）
被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部）『被災者生活再建支援制度—事務の手引き—[平成 22 年 9 月改訂]』
佐々木晶二『最新 防災・復興法制 東日本大震災を踏まえた災害予防・応急・復旧・復興制度の解説』（第一法規、2017）
坂和章平『早わかり！ 大災害対策・復興をめぐる法と政策』（民事法研究会、2015）
室崎益輝ほか監修、野呂雅之ほか編『災害対応ハンドブック』（法律文化社、2016）
塩崎賢明ほか編『大震災 20 年と復興災害』（株式会社クリエイツかもがわ、2015）
佐藤靖「被災地の真の復興に資する制度に—被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案—」『立法と調査』No. 276（2008. 1. 25）
村田和彦「東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策法制の見直し—災害対策基本法、大規模災害復興法—」『立法と調査』No. 345（2013. 10. 1）
生田長人・周藤利一「防災の法制度に関する立法政策的研究…その 1…」『国土交通政策研究』第 114 号（2014. 3）
生田長人・周藤利一・太田秀也「防災の法制度に関する立法政策的研究…その 2…」『国土交通政策研究』第 114-2 号（2015. 3）
生田長人「防災法制度の構造的課題と展望」『日本不動産学会誌』第 29 巻第 4 号（2016. 3）

（にしだ ひかる）